

日本の造船業の国際競争力強化及び日本海側における 海事産業のリダンダンシー対策に係る意見書

本年5月14日「海事産業強化法」が参議院全会一致で可決、成立し、さらに9月には本法に基づくジャパンマリンユナイテッド㈱を含む4社の「事業基盤強化計画」が国土交通省において認定されたところです。

存続の危機にある海洋国家日本の造船業に対し、国が造船海運分野の事業基盤強化を促進、船員の働き方改革など人的基盤を強化するもので、大変、意義深い法律及び計画認定であります。

現在、世界の造船市場は、国の支援を受けた中国や韓国の造船業界が席卷し、日本の国際競争力は大きく低下、さらに、新造船の供給過剰、コロナ禍による受注減も相まって、日本の造船業はかつてない厳しい状況に置かれています。

本市においても、日本海側唯一の主要造船所であるジャパンマリンユナイテッド㈱舞鶴事業所が、本年、新造船事業から撤退し、退職及び配置転換288名、請負会社の9社が構内から撤退し、地域産業や雇用に大きな影響を与えたところであります。

遡ること明治期において、近代国家への道を日本が歩む中、明治34年に舞鶴鎮守府が本市に設置され、本市は海軍を中心とした近代都市として国策の下、発展してきました。しかしながら昭和20年の終戦によって基幹産業である軍需産業は崩壊、その後、海外引揚者を13年間の長きにわたり最後まで受け入れてきました。

このように本市は如何なる時代においても、国の施策とともに歩みを進めてきたまちであり、海軍工廠を前身とする日本海側唯一の大型造船所及び造船業について、国として支えていただきたいと考えております。

日本の造船業界が存続の危機に直面し、この先、自国で国防や安全保障に関わる自衛隊艦船や海上保安庁巡視船を建造できなくなることが懸念される中、今回の「海事産業強化法」によって、海洋国家日本の国力を取り戻す契機にしたいと考えております。

つきましては、国を支える造船業の国際競争力を強化し、あわせて日本海側の海事産業、とりわけ船舶の建造修理拠点におけるエリアの多重性を確保し、海の安全保障の確保及び国土の均衡ある発展、国益に資することを目的に、「海事産業強化法」の趣旨を踏まえ、国において下記のとおり対策を実施されるよう要望いたします。

記

1 造船業の国際競争力の強化を進める対策の充実

- (1) 低環境負荷や自動運航など、高性能な船舶を競争力のある価格で建造するための技術開発及び生産性向上を促進するための補助金や融資等の支援を行うこと
- (2) 海運業や水産漁業、海洋産業など、国内船舶建造及び海洋機械設備の需要喚起策の実施
- (3) 海上自衛隊や海上保安庁の艦船の高度な建造修理機能は海の安全保障に直結する重要な機能であることから、その高度な技術が継承発展できるよう、民間造船会社が行う新たな造船技術の調査研究を国策として支援すること
- (4) 海上自衛隊、海上保安庁などの高機能な船舶の計画的な国内建造の実施及び配備エリアを踏まえた修繕等のエリア発注方式の導入
- (5) 需要増加が期待されるクルーズ客船の国内建造や官民連携した海外船の受注拡大への取組強化

2 港湾整備とともに船舶の建造修理拠点の機能維持とリダンダンシー対策

- (1) 重要港湾の整備が全国の地方都市で進められている一方、大型船舶の建造修理拠点は瀬戸内及び太平洋側の一部に集中、南海トラフ地震などを想定し、日本海側においても船舶の建造修理拠点のリダンダンシー対策を行うこと
- (2) 中国の海洋進出、北朝鮮の工作船、違法操業をはじめ対岸諸国の脅威が年々増している。日本海側の中央に位置する京都舞鶴港には海上自衛隊、海上保安庁が所在、さらに海上自衛隊教育隊や海上保安学校、国立舞鶴高専など教育機関も所在し、海に関わる人材育成の重要な地域でもある。このエリアにおけるジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所の新造船事業からの撤退は日本海側の対岸諸国を踏まえた安全保障や海洋海事産業にも大きな影響を与えることから、日本海エリアの海の安全と均衡な国土の発展のため、国として地域性やエリアの多重性を考慮した海事産業、とりわけ造船業への支援を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

衆議院議長	大	島	理	森	様	
参議院議長	山	東	昭	子	様	
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様	
財務大臣	鈴	木	俊	一	様	
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	様	
防衛大臣	岸		信	夫	様	
経済産業大臣	萩	生	田	光	一	様
内閣官房長官	松	野	博	一	様	
海上保安庁長官	奥	島	高	弘	様	

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛